

議会改革特別委員会会議録

招 集

令和8年7月24日（金）予算決算委員会全体会終了後 議会委員会室

出席委員（8名）

（委員長）矢田貝 香 織 （副委員長）塚 田 佳 充
伊 藤 ひろえ 門 脇 由 津 田 幸 一 又 野 史 朗
鷺 尾 一 樹 渡 邊 洋 介

欠席委員（0名）

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松田調整官 坂本庶務担当局長補佐 森井議事調査担当局長補佐

傍 聴 者

新井議員 今城議員 加藤議員 小枝議員 田村議員 徳田議員 錦織議員 松田議員
森田議員 矢倉議員 吉岡議員
報道関係者2名 一般1名

協議事件

議会改革特別委員会の「協議の方向性」について

~~~~~

### 午前10時40分 開会

○矢田貝委員長 ただいまから議会改革特別委員会を開会いたします。

本日は、議会改革特別委員会の協議の方向性について、皆様と協議をお願いしたいと思います。

はじめに、本委員会への付託案件3件について確認をしてみたいと思います。

資料がお手元にあると思いますけれど、米子市議会基本条例及び米子市議会議員政治倫理条例の検証並びに実効性を高めるための改正の検討、2点目が議員定数の調査研究に関すること、3点目が議員の情報発信のあり方に関することとなっております。ということをも確認させていただきたいと思います。

次に今日、皆様のもとに資料1として、「流れ・各回の協議事項案」というものを事前に配付をさせていただいておりますけれど、見ていただいておりますでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

○矢田貝委員長 はい、ありがとうございます。

まず、あくまでもこれは今日の委員会を皆様と意見をスタートさせるために、私が考えてみました委員長拝命直後の早い段階でどのように進めていったらいいのかなということで作成をしてみました。資料1とはしておりますけれども、協議資料でございます。本日は初回ですので、まず皆様からのご発言をいただいきたいというふうに思いますけれど、いかがでしょうか、皆様。

門脇委員。

○門脇委員 ちょっと、今回流れの確認ということで、おそらく深いところは今後議論が

進んでいくんだと思うんですけども、3番の政治倫理条例の必要な改正点について(2)の⑥、資産公開というところなんですけど、もし想定されていれば教えていただきたいんですが、この資産公開というのは、今国会議員の方などが行われているような資産公開を想定されているのでしょうか。もし分かる範囲で、これから深まると思いますが。

**○矢田貝委員長** 一般市においては、資産公開をするということは多くのところではされていないところが多いようなんですけども、それも含めまして全国の政治倫理条例を検証する中で米子市議会のこの特別委員会の中で判断していく材料と必要かなと思いましたので上げた項目であります。考え方としては委員がおっしゃったとおりです。

**○門脇委員** ということは、形式としては国会議員等が行っているような形式の資産公開ということを想定されている、現段階では。

**○矢田貝委員長** それも含めての議論になります。項目として、まず協議として必要かなと思ったところ全て列挙している段階なので、この段階でその中身がどうかということは私自身が具体的に示せる段階ではありませんので。

**○門脇委員** はい、ありがとうございます。

**○矢田貝委員長** その他、どうぞ皆様、せっかくですので第1回です。

又野委員。

**○又野委員** 大まかな進め方になると思うんですけども、この議会改革特別委員会が今回設置されることになった大きな理由の一つが、やはり元議長の受託収賄事件で逮捕されたっていうのが大きなきっかけなのかなと思うんですけども、その認識でよろしいでしょうか。ちょっとそこを確認をしたいと思ひまして。

**○矢田貝委員長** すみません、それは私のコメントをということでしょうか。この会で共有していくために、この第1回の今後の協議の進め方の必要性を持っているので、それは又野委員がそう理解しているという理解で、逆に私としては聞きたいところですけども、いかがでしょうか。

**○又野委員** これを進める上で大事なことだと思いますんで、共通認識を持ちたい思っているところです。

**○矢田貝委員長** それでは皆様にも意見を伺ってみたいと思います、このことについて。まず、就任のときの挨拶で私申し上げましたけれど、この特別委員会が設置された背景の一つとしてはあったと思います。が、私の中ではもう時代の求めもあり、様々なこの制定からもう10年以上経っている段階で、見直すところが社会の流れの中で必然が起こってきているということもあります。

で、この条例の制定後、初めてのこの実効性を高めるための改正の検討というところが付議されたわけですので、そのところは外さないようにきちんと政治倫理について優先順位を立てて、まずそこからというふうに考えてこのような私の協議資料を作ったところです。

というのが、まず私の又野委員の質問に対する意見として言わせていただきたいと思いますが、皆様からも伺った上で、今後の進め方の重要なことになると思いますので、どうぞ皆様ご発言をいただきたいと思ひます。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 先ほど委員長がおっしゃられたように、私も今回の不祥事というようにとこ

ろを持って、それも市民の皆様にも、改選があったのでしっかりとした議会としての説明責任だとか、あと流れだとか、そういうようなことも政治倫理審査会ですかね、そういうこともできないまま改選となってしまうので、それも踏まえて、それも一つだし、委員長が言われたように、やっぱり議会改革というのは、いつも進めていかなければいけないんじゃないかなと私自身は思っておりますので、それはしていくべきことだと思っています。

またさらに言いますと、今回も前回のそのいろいろの問題のときも、私たち議員は公職選挙法をよく見ていたりとかしますけれど、多くの市民はそれをいつも見て理解をしているわけではないじゃないですか。なので、そういうことを考えますと、やっぱりその贈収賄の問題でも一方的な問題ではなくて、どちらも犯罪になるわけですから、それをやっぱりきちんと認識できるような、この委員会を通じて、もっとより多くの市民に分かっていただけるような広報のあり方も必要なのではないかなと思っていますところ。

**○矢田貝委員長** 他に質問・意見を頂戴したいと思います。

塚田委員。

**○塚田委員** 昨年も基本条例の方は議運の方とかでもやって行ったんですけど、やっぱりそれで政治倫理条例の方も議運でと思ったんですけど、やっぱり議運も様々なこともありますので、やっぱりこういう特別委員会というのを設置してですね、この機会に政治倫理条例をしっかりとしたものを作っていくというのが必要かなと思います。

昨年そういったいろいろなやってはいけないことが起こりましたが、襟を正すということもありまして、きちんとしたものを作ってですね、市民の皆様にも示していかなければいけないと思っていますので、まずはもってこの特別委員会は倫理条例をまず第一に作っていくという、新たなものを作っていったって議会を高めていくっていうところをやっているといかなければならないと私は最初から思っていますので、先にそれを皆さんとお話し合いをしていきたいなと思っています。

**○矢田貝委員長** 他の委員の皆様いかがでしょうか。

渡邊委員。

**○渡邊委員** 今回の、確かに又野委員のおっしゃるとおりにきっかけにはなったのかなというのはもちろんあります。私、とても多くの声を地元で受けました。そういったところも含めて求められていることだと思いますので、しっかりと市民の皆様にお示しできる形で公開していくのは必要だと思いますが、同時に委員長からご提案をいただきましたこの協議事項、例えば SNS の発信など、これも時代に合わせてやっていかないといけないことですので、委員長が最初に冒頭に述べられたとおり、これはあくまで確かに一つの事項では、又野委員のおっしゃられたことは一つの事項ではありますが、全ての事、政治家として議員としてしっかりとまた襟を正していかなければいけないんだということのございますので、そういったところをしっかりとこの委員会で検討して、諮ってそしてお示しを市民の皆様にしていきたいというふうに考えております。以上です。

**○矢田貝委員長** 他の委員の皆様いかがでしょうか。

鷲尾委員。

**○鷲尾委員** すみません、ちょっと繰り返しになっちゃうんですけど、やっぱり今回政治不信を招いたということで、起きてしまったことはもう、言い方が悪いんですけど、しよ

うがないじゃないですけど、やっぱり後ろ向いてても仕方がないんで、やっぱり皆さんと前を向いて市民の方に信頼される政治というのをやっぱり取り戻すのが自分たちの使命だと思いますんで、これから皆さんとやっぱり力を合わせて議会改革じゃないですけど、やっていきたいなと。すみません、ちょっと上手い具合にまとめられなくて、思います。すみません。

**○矢田貝委員長** じゃあ、あとお二人から。

津田委員。

**○津田委員** 皆さん本当に言われたことで、私も同じ考えなんですけど、そういう倫理条例を作っていくということと、あと議員がしっかりとそれを守って取り組んでいくというか、その学ぶことが大切だなというふうに私は思うんですけど、だからしっかりとそういう教育というかですね、そういうことを分からずに情報発信なんかも分からずに誤ったことをしてしまったりなんていうのもありますので、しっかりと正しい知識、そういうものをしっかりとこっちもそういうことを学んでいって、そういうことを正しくしていくっていうのも必要じゃないかなというふうに考えております。以上です。

**○矢田貝委員長** 分かりました。門脇委員、いかがでしょうか。

門脇委員。

**○門脇委員** 委員長のお話にもあったとおりですね、やはり我々がこれやっていく上で一番重要なことは、実効性があるものにできるか、これが重要であると思います。決してですね、これ皆さんの共通認識だとは思いますが、決してこの議会改革特別委員会というものを設置したことで市民に対して私たちは改革を進めたんだということになってしまわないようにする、これが極めて重要かと思います。

先ほど資産公開の話をしましたけれど、なぜあれをお伺いしたかと言いますと、現在国会議員とか県議会議員とか彼らが行っている資産公開というのは、あくまで自己申告であって、虚偽の公開をしてもですね、罪に問われないわけですね。で、例えば家族名義の資産というのは公開に該当しませんし、普通預金に入っているものも公開に該当しないんですね。ですから、国民民主党の玉木代表なんかは0円で公開されてます。果たしてこれ自体が実効性があるかと言われれば、客観的に見てですね、こういったことはほぼ実効性がないものだと思いますので、資産公開することを否定しているわけではないんですけど、こういったような実効性が伴わないような決定とか、そういった方向性にはならないように委員全員で取り組んでいかなければならないんじゃないかと思うんですけど、皆さんいかがでしょうか。

**○矢田貝委員長** その他皆様からご意見がないでしょうか。

又野委員。

**○又野委員** 先ほど皆様からお伺いしたところでは、やっぱり共通のところとしては、やはり元議長が逮捕されたっていうところは共通はしていたと思います。その部分はそれ以外のところでは発言される方、されない方がおられたと思うので、やはり第一義的にはそういう収賄が起きないようにするにはどうしたらいいのかっていうのをまずは考えていくことが必要なのではないかなと思ひまして、順番これ書いてあるんですけど、その防止策ですね、それをするにはやっぱりいろいろ、なんでこんなことが起きたのかっていうのを解明、究明していくということ。

実際起きたかどうかというのは警察の方とか裁判の方とかで明らかになっていくとは思いますが、それが起きないようにするためにどうしたらいいのかっていうのをやっぱり考えていく場だと私は思っておりますし、皆様もそう思っておられたと思うので、そこから始めていくことが大事なのではないかなと私は思っております。で、ぜひとも最初のところにそういうのを入れていただけたらなと思いますけれども。

**○矢田貝委員長** 他にありますか。

塚田委員。

**○塚田委員** まあそういう意見もあるかなと思ってはいましたけど、あまりそこに特化しすぎると、それに注視した内容だけになってしまわないかなとちょっと私は懸念してまして、本当に正直なところ、いろんなことをやっていかないといけない委員会だと思うんですよ。みなさんこの委員の我々委員で話し合いをしていかないといけない場だと思うので、そればかりやるっていうのはどうかなっていうのは私はちょっとと思ってまして、先ほども門脇委員の話もありましたように、この委員長が作ってくださった流れの中で見てもらうと、かなりの量が入っているんですよ。これをみんなで話し合いをしていく中で、それを特化してやっていくより、それを頭の片隅に入れながらぐらいいい感じで、倫理条例を作っていくんだぐらいいいところの方がいいような気がするんですけど、皆さんどうでしょうかね。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 副委員長がさっきから倫理条例を作っていくっていうのはどういうイメージなのか、今倫理条例ありますよね。それを新しく作るのではなくて、作り直していくっていう感じですか。

**○矢田貝委員長** 塚田委員。

**○塚田委員** 倫理条例のその改正、もう本当に良いものは良いで残していったって、今の時代にそぐわない、まあこれはやっぱり新しいものにしていけないといけないものはしていけないといけないというところで、そこら辺の話をしていけないといけないんじゃないかなと思います。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 私はまあ、この倫理条例自体に大きく問題があったというふうにはちょっとあまり捉えられてなくて、報酬の保留だとか留保だとか、まあそういうようなことはあったにしても、この倫理条例自体がどこに問題があるかというようなことは、またなんか個々に出していただければいいのかななんて思ったりもしますけれど。問題が、又野委員がおっしゃられるように、そこにまた今は裁判中ですし、確定してないですよ、どういうふうになっていくか。確定してない中でここで話し合うのもちょっと、それはすごく難しいことかなと思ったりもしますので、どういうようなことが想定されて、どういうようなところが曖昧になっているとか、お歳暮だとかお中元だとかそういうようなことも文化的なことっていう側面で曖昧になっているところの仕切りみたいなそういうようなところは新たに認識をするべきだなと思うんですけど、そう言ったことをやっぱりこの案の中にもうちょっと入れ込んでいくというようなことでスケジュールをもう1回作っていくってことがいいんじゃないかなと思うんですね。これを土台にしてスケジュールをどういうふうなところから始めていくかっていうスケジュールを作っていくってことを初め

にした方が、本当に1期4年の中できちっと終わるというようなことができるのかなと思ったりもします。以上です。

**○矢田貝委員長** 又野委員。

**○又野委員** 最初の時に皆さんが言われていたのが、やっぱり市民の皆さんにどういうふうに示していくのかとか説明をしていくのかっていうことが大事だっていうふうになると、多くの方が言われていたんですけど、市民の方から今回の事件のことをやっぱりたくさん言われていると、いうところをやはり避けては何の説明も市民にできないし、何も示すこともできないと思うので、やはりそこは避けて通れないところだと思います。まず最初にそこは議会として再発防止にどうしたらいいのかっていうのをしていかないと、市民に対しての責任は持てないかなと私は思っております。

で、いろいろあります。それ自体をやっぱりこういうことに問題があるっていうのを出して、話をしていくこと自体私は否定するものではなくて、やはり最初に市民の皆様はどういうふうなことをやっていくのか、ここで話をしてどういう結論を出していくのかっていうのを最初にでも示すためにも、やはり一番市民の皆様が今回求めているのはこういうことがないようにするためにはどうしたらいいのかっていうのを求めていると思っていますし、皆さんの話を聞く限りでは、やはりそう言ったことを市民の皆さんに示していくことが大事だということが私の中では聞いている以上思ったので、これ全然やっていいんですけども、その順番の最初のところにやっぱり必要なんじゃないかなっていうところをお願いしたいところです。

**○矢田貝委員長** 皆さん他にありますか。私はですね、これは政治倫理の審査会ではないということをまず確認をしたいと思います。政治倫理審査会を設けて、その案件についてきちんと審査をし、また議会としてどのように対応していくのかということですね、きちんと政治倫理条例であるとか、議会基本条例、それらをもう1回皆様読み返していただいて、議会としてどの仕組みの中でそのことを明らかにしていく流れに乗っていくことができるのかということをよく理解をした上で、この特別委員会がどうあるべきかという議論をするために、第1回のこの会の意味というのはとっても大事だなと思って皆様からあえて意見を聞かせていただいております。

この会に冒頭で確認をした3つの案件です。前・現職議員・元議長の事案についてしっかり検証するということは、この特別委員会で求められていることでもありませんし、できることではないというのが私の考えなんです。で、その上でこの議論、今日のような議論が市民の皆様に伝わっていくことで、議会も苦しんでいるし、より再び起きないように何ができるのかということを4年かけて示していこうとしているということが伝わればいいかなという、そういう委員会にしていきたいというふうに思っておりますので、その点又野委員のおっしゃったのは、皆様がこの特別委員会が設置された背景の一つとしてあるというのは共通でありますけれど、この委員会にスタートにおいて審査をしていく、審査という言葉は又野委員の思いとは違うかもしれませんが、この委員会でこの案件について審査をするということが共通だったというふうには私は理解をしておりますので、まずはこの私が今日今後の進め方について示したことについても優先順位があるとすれば今おっしゃった資料の中の議会として再発防止をどのようにしていくのかという議論ができるとすれば5番であつたりとか、この委員会4年あるわけですけども、どのあたり

でどのような形で委員会としての一段落をつけていくのかという7番であったりとか、5、6、7辺りをどのようにしていくのかということがもしかしたら次の議論になり、より具体的に今日の皆様の意見を受けて皆様に示される協議資料2というものが急いで作れば皆様の頭の整理になるかというふうに思っております。

それから具体的に伊藤委員からもいろんな細かいことについても倫理条例の中で具体的に協議していったらいいんじゃないかなというご意見がありました。そのことについてもその他のところで入れていければいいかなと考えているところです。

で、今日は資料としては完成形を見ていないんですけど、令和7年7月に青森県の平川市というところが政治倫理条例を作っていたらっしゃって、比較的新しいので、現在の課題を拾い上げていらっしゃるかなと思いましたし、皆さんそれぞれが米子市議会の政治倫理条例、それに関わる個別の条例もあります。そして他市の状況もよく研鑽をしていただきまして私の示したもののついて意見があればまた頂戴したいと思いますし、次回開催までの資料にもそれを生かしたもので、協議資料として提示していくように努めてまいりたいというふうに思います。

この点スタート段階で市民の皆様にご心配をかけている案件について協議をするということについてはないと私の中では考えますが、その共通のご認識でよろしいでしょうか。又野委員、特にたくさん意見を言っていただきましたけども、背景としてあったというところは共有していると思います。この委員会に負託された案件ではないと考えますが、そこだけまず確認しておきたいと思いますけれど、どうでしょうか。

又野委員。

**○又野委員** 市民の皆さんが心配されていることをここは話す場ではないと言われたと思うんですけど、それでいいんですか。そういうふうに言われたという認識でいいですか。

**○矢田貝委員長** 結構です。

又野委員。

**○又野委員** 私はそれは話すべき場だと思っておりますので、改めてそれはお願いしたいと思いますし、政治倫理条例、もし改めていくとか直すべき部分があるとしたら、やっぱり今回の政治不信を招いた原因というところを解明せずには避けて通れないと思っておりますので、実際にまだこの事件が終わってない、裁判が終わってないっていうのがあるんですけど、お金のやり取りがあったっていうのはもう間違いない、それがどういう意味合いだったのかは別としてですけど、やり取りがあったっていうのは双方ともこれ認めているところなので、そういうこと自体がどうなのかっていうことは実際話はできると思いますので、市民の皆様の声に応えるのであれば、やはりそういうことも話をしていかなければいけないと私は最後まで思っておりますので、伝えておきます。以上です。

**○矢田貝委員長** 分かりました。それでは又野委員のご意見はご意見として受け止めますけれど、ここはあくまでも政治倫理審査会でもございませんし、個別案件を議論する場ではないというのが私の考えでございます。第2回に向かって今日たくさんいただいたご意見を元に次回の協議資料を作って皆様に第2回、3回に当たっての準備を進めていただけるように努めてまいりたいと思います。

2回目の開催についてなんですけれど、政治倫理条例、それから議会基本条例を策定するにあたって、20数回の開催がありですね、それも期を跨いで開催したという、ものすご

く努力をされて出来上がった条例であります。が、基があった上で今回初めて改正を含めた特別委員会を設置していただいております。このスピード感等もありますので、開催回数が比較的多くなるんじゃないかなと思いますけれど、その点についてはご理解をいただきまして、私としては今議会中に持っていくタイミングとしては、次回の予算決算委員会全体会終了後の7月31日に持たせていただければなというふうに思いますけれど、いかがでしょうか、皆様のご予定がよろしければと思っています。

門脇委員。

**○門脇委員** すみません、ちょっと戻ってしまって恐縮なんですけど、又野委員の質問と重複しますが、ちょっと改めて本特別委員会では選挙前に起きた、4月に起きた不祥事に関する事は取り扱わない、関与しない、そういった認識でしょうか。

**○矢田貝委員長** はい。

**○門脇委員** 果たしてそれが多くの市民の方が望んでおられるのか、ともすればですね、私たち議員が議会の中でいかに都合よく物事を進めていこうかと、そのように市民に受け取られはしませんか。そういった恐れはありませんか。議会改革特別委員会を設置した、その大きな理由の一つはですね、間違いなく受託収賄という不祥事が絡んでいる、これは間違いのないですね。おそらくあの不祥事がなければ、今回改選後の議会において果たしてこの議会改革特別委員会というのが設置されたでしょうか。そういった面も含めてですね、我々は誰のためにここ議会で働いているのか、これを見失わないようにしなければいけないと思います。あくまで市民の皆様の代表者としてここに集まっている以上ですね、多くの方は議会改革特別委員会で何が話し合われているか、受託収賄の件はこの委員会で取り扱わないというのは、多くの民意に反するものではないかと考えますが。

今回の委員会で今後の流れを決めると、その流れを決める時に受託収賄の件は取り扱わないという決定をしてしまえば、ここで、今後扱わないわけですよ。これは今ここで、もうちょっと議論すべきではないですか、丁寧に。扱わないとして本当にいいんでしょうか。捜査をしろと言っているわけではないんです。警察が捜査してますし、裁判も始まっています。ただ、議会としてあれだけ選挙前はですよ、問題だ、信頼回復に努めるんだと言ってきました。先ほど伊藤委員がおっしゃったとおり、この倫理条例についてはですね、そんなに問題ないと思っています。なぜなら、全ての議員がこの倫理条例を守っていれば今回の事件は起きなかったんです。条例に違反したから起きたわけです。ですので議会として何かしらの対策、今後、もう起きてしまったことはしょうがないと鷲尾委員がおっしゃられましたけれど、今後何かしらの対策を打ちますという一つの結論はこの委員会で、さっき言った実効性ですよ、出すべきではないかと。それはこの流れの中にですね、一つ盛り込むべきではないかと思えますけれど、このまま流していいとはとても思えませんが、いかがでしょう。

**○矢田貝委員長** 皆様から意見がありますか。私が答えても、はい、塚田委員。

**○塚田委員** 一番最初にですね、委員長が始まった時に話されました当委員会へ付議案件3つの確認ということで、米子市議会基本条例及び米子市議会議員政治倫理条例の検証並びに実効性を高めるための改正の検討と話を一番最初にされました。それがこの中に入ってるんじゃないかなと私は思っていますけど、その全く取り扱わない、もうその、何ていうんですかね、別に我々は警察でも何でもありませんし、その話をして解決になるかって言



ったらどうかかわからないですけど、我々議員として何ができるんだろうと、何がいけなかったんだろうっていうのは片隅にあるはずなんです。先ほど最初に皆さんに聞いた時みたいに、やはり問題視はしてます。問題だというのは心に思ってます。だけど、それではなく特別委員会を設置したのは条例の検証並びに実効性を高めるためです。だから皆さんにもう一度話し合いをして、何がダメだったのかとかっていう問題ではなく、こういうことちゃんとしようねという、ちゃんとやっていきましょうと、もっとこういうところを改正していった方がいいんじゃないかっていうところの議論をしていきましょうという話なんだと私は思っていますので、はい。こういうことでもどうでしょうか。

**○矢田貝委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** ですので、しっかり議論をして、何かしら議会として一つの対策、今後こういったことが起こらないために、先ほど申し上げましたけど捜査ではありません、調査権はありますけれど、それは関係機関がやっておりますので、そうではなくて議会として一つの答えを市民に提示する、そういった場ではないですか。それは盛り込んでいいのではないかと思います。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 委員長がここでは出さないということが、背景にはあるけれどもそこを議論をして何かを答えを出せるかというのととても難しいなと思ってらっしゃるのではないかなと推察するところです。門脇委員がおっしゃった背景やこの委員会が設立されたきっかけの1つにもなったこのところを置いて、議論をしていくというのはそれはそれで難しい、今門脇委員がおっしゃるように、やっぱり背景だし今まさに進んでいるところだし、又市民の皆さんは今も渦中にいるわけです。本当に米子市議会しっかりやってくれるかな、この問題はどういうふうになったかなというふうに心配をしていると思いますし、大きな問題となっていると思います。なので、そこはやっぱり横に置きながら、でもその事件を推察していろいろ議論をするというのはとても難しいことだなとそれとも思います。でも私もこの政治倫理条例の政治倫理基準第4条の2議員はその地位を利用していかなる金品も受領してはならない、でもその地位を利用したか、利用してないかというようなところの、何がその地位を利用することになる、地位を利用しないことになるのはどういうことかというようなことはこの問題に抵触するのかなと思ったりもするので、まったく議論をしないわけではなく、やっぱりここに大きな問題だと捉えながら実効性のある改善をしていく、米子市議会としてどうあるべきかというようなことを議論をしていくということが必要なんじゃないかなと思うんです。

**○矢田貝委員長** 私が議論をしません、テーマとして取り扱いませんと言ったところに引っ掛かってらっしゃるのかなというふうに思うんですけど、共通の土台としてしっかり理解をした上で、この議論に進めるというための今日の進め方を検討しているというところをよくご理解いただきたいと思います。

個別の案件を協議をしたり審査をしたり調査をしたりという場合は議会の運営上のルールに則ってここではないところできちっと進めていかなければいけなし、それができない今、米子市議会の体制であるならばそこに切り込んで次何かあったときにどのような対応ができるのか、具体的に示しておくことが必要であればそれに取り組むというのがこの場であるというふうに考えておりますので、そのところはご理解いただきたいと思います。

又野委員。

**○又野委員** はっきりと委員長のおっしゃりたいことが分からないので確認ですけれども、議論の進み方によっては、ですんで、収賄事件についても話がされる場合もある、例えばそのことについても、ここでやっぱりどんどん話していく上でやっぱりここも収賄事件のことについて、こういうところもはっきりとさせないといけない部分があるんじゃないかということが出てきたらやっぱり議論にも上がるということで理解していいんでしょうか。テーマとしてそれを上げなくても、そこの部分も進める上で必要になってきたらやっぱり話を収賄事件のことについてもなんでこうなったのかとかどうやったら防ぐことができるのかということ自体は話が出てくるという理解でいいのか、そこを確認させてください。

**○矢田貝委員長** 前半の又野委員がおっしゃったところで、今後の議論の進め方の中において、各議員の政治倫理に反したとき、どのような対応をしていかないといけないかという議論の中に、全く話をしてはいけないとかそういうことではなくて、今回の案件について市民の皆様にご心配をかけている案件について、議題として上げるということではないということはないということです。

先ほど言いましたけど平川市の例もそうなんですけども、議会としてとるべき措置であるとか、刑の確定後の措置までうたってあります、そこはですね。そこら辺も含めて議会役職の辞任のことであるとか、たくさんたくさんこういった案件が起こった時に議会としてルールがないためにできないことってたくさんあるんですね。それがきちっと対応できるようにもしていく必要があるので、この案件について議論をするのではなくて、そのことを踏まえて、今後どう動いていくことができる議会にしていくのかというところを議論する会なんです。なので、この市民の皆様がご心配になっている案件を深める場ではないということと区別してご理解いただきたいと思います。なので、先ほど又野委員がおっしゃった2点、前半のところについては全くそうだと、今後は出てくる議論だと思いますが、じゃあ今回どのような対応をしたのか、今回の案件はどうだったのかをテーマとして取り上げるつもりはないし、取り上げる委員会ではないと思っております。そこは確認です。

又野委員。

**○又野委員** 場合によっては、深めないといけない場合も出てくるとは思いますけれども、そういう場合でも深めないという意味ですか。ちょっと確認。

**○矢田貝委員** 今回の案件について、深める場ではないということです。触らないということではないんですね。いいですか。

門脇委員。

**○門脇委員** 多くの皆さんが多分何言ってるか分からないと思います。私も理解できません。きっちりと我々は市民に選ばれた代表者としてここに立っているわけですから、曖昧な議論や答弁はすべきではないです。これは全てにおいて言えると思います。はっきりと明確なやり取りをすべきです。今のお話だと当然議題には上がらないと、受託収賄の話は今回の特別委員会では取り扱わないとそういうことですよ。

**○矢田貝委員** いいですか。皆様、今回第1回に臨むに当たられてですね、特別委員会の委員になられたわけでうけれども、私が示した資料だけをもって臨んでらっしゃるわけじ

やないと思うんですけども、いかがでしょうか。

まず、個人において、議会基本条例であるとか、米子市の政治倫理条例、並びにこの議員の政治倫理に関する関係した条例に目を通され、今後どのように議論をしていくべきかというようなこと、また、この場が政治倫理審査会でも何でもないというところもよくご理解いただいた上で臨んでおられますのでしょうかというところが不安だったので、今日の場を設けておりますので、永遠にこの会こういった議論をする場でもないと思いますので、今議会中に先ほど申し上げましたチャンスとしては31日があるんじゃないかと思います。もう一度皆様が今日言われたこともご自身のご意見もほかの方のご意見も踏まえていただきまして、今後の協議の方向性について第2回の議論とさせていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

門脇委員。

**○門脇委員** では確認ですけれども、今回流れを決めるということで、なぜここまでこだわっているかという今回流れについての提案があったので、ここに今言った受託収賄の件は入っていないわけですね、取り扱うということは。ですので、これが今後議論する、第2回の議論の上で、組み込まれる可能性があるのか、ここで決まってしまうのかどちらなのでしょう。

**○矢田貝委員長** それも踏まえて門脇委員がどうでしょうではなくてどうあるべき委員会というのがこの特別委員会に課されたものなのかということを政治倫理の条例と米子市議会の基本条例としっかりと読んでいただいてこの会がどうあるべきかというのをもう一度考えをまとめて来ていただきたいと思えますし、私自身もまとめてまいりたいと思えますが。

門脇委員。

**○門脇委員** 議会基本条例、倫理条例全部読みました、私。その上で臨んでおりますということは申し付けさせてもらいたと思いますが、今の私の質問と今の委員長の答弁は噛み合っておりませんので、もう一度尋ねますけども、今、流れを提案されていてここに受託収賄の件、不祥事の件は含まれておりません。これが今回の会議が終わって次回行われたときにこの流れを変更する、要は次回提案したときに受託収賄の件が盛り込まれる可能性があるのかどうか、それがないとするならばここでこのまま流してしまっただけではいけないんじゃないかという話をしているんですけども。そこが明確にならないと恐らくこれ終われないと思うんですけども。

**○矢田貝委員長** 皆さんから意見ありますか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 私も率直に言えば、今の不祥事の事を全く話さずにつていうのは難しいのかなと思っています。例えば今回、辞職勧告しましたね。辞職勧告したけれど、会うことも何もできでもなかったのが辞職となるということができなかった、勧告はしたけれどそのままになってしまったということとか、そういうことについてでもやっぱりなんか話は自然に出てくるんだと思うんですね。なので、まあそれはそれとしてやっぱり市民の大きな関心事だし、ここで話さないということはとても難しいこと、そこに抵触しないでつていうのはとても議論も自由闊達にできないのかなと。まあそこが大きくウェイトをしめてしまったら、それは委員長、副委員長の判断できちっと整理してやっていただいていたら

いいなと思うんですけど、それはなかなか難しいのではないかなというふうに思います。なので、委員長がおっしゃられることは一定程度理解はしますが、でもそれを議論しないというようなことに決めてしまうのもちょっと難しいのかなと思っています。

**○矢田貝委員長** 他の皆様のご意見はいかがでしょうか。

渡邊委員。

**○渡邊委員** 確認なんですけれど、委員長が先ほどから述べられているのは個別具体的にこの事件に関して述べないと言っている意味ではないというふうに私は理解をしております、それもあくまでも事例としてあって、例えば条例の中で逐条などやっていく中で金品の授受があった場合、そういう具体の事例がありました、でもその時の実効性はどうかだったんだろうかというところで話題には出てくるのではないかなというところがあるんですけど、そう言う認識でよろしかったでしょうか。

**○矢田貝委員長** そうです。テーマとして今回の案件を取り上げないというふうには申し上げましたが、議論の中に出さないということではありませんので、おっしゃるとおりです。先ほど又野委員がおっしゃったところの前段部分はそのとおりですと答えた意味もそこにあります。

津田委員。

**○津田委員** 私も同じ考え方というか、全く出ないというわけではなくて、だからそういう議論の中ではそういうふうに出ますよという話ですよ。だから全く出ないという表現をされるからちょっとそういうふうに言われているのかなというふうに私は思っていることであって、この話の中では一応取り決め事としては先ほど言われた3つの確認だということだと。だけどその中でほんの部分的なこととかそういうことで今の贈収賄のこととかも中に出てくるというイメージですよ。と私は思っているんですけど、ちょっと違ったらごめんなさい。

**○矢田貝委員長** 他にありますか、皆様。

鷲尾委員。

**○鷲尾委員** まあ私も言われるとおり、ちょっと今まだ判決も出てないんで、今の段階のことでちょっとそれを扱うのではなく、やっぱり塚田副委員長言われるとおり、進まなきゃいけないこともあるし、今結局30分くらい経ってますけど何も進んでない状態で、時間ばかり経ってしまう。またこれは本当ちょっと今じゃなくて、また別の機会に扱うべき問題ではないかなと私個人は思いました。すみません。

**○矢田貝委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 今じゃなくて別の機会にとおっしゃられたんですが、ちょっと私の先ほどの質問をもう一度思い起こして欲しいんですが、要は今後ですね、委員長に問いましたけれど、次回の会議の時にこういった例えば私提案した受託収賄の件なんかについて議会として一定の対策、何かを市民に提示するべきではないかと、そういうのをこの流れの中の一つに組み込んではどうかという話があったんですが、それが次回にこれが延びた時に、そういった提案が可能であって、もしくはその提案によって流れの中に組み込んでいただけるということがあるんでしょうか。それがないんでしょうか。そこがまだちょっと明確に分かっていないので、もしないとしたらここで議論するしかないんで、30分こうやって議論を続けているということなんですけれど、そこはどうなんでしょうか。

**○矢田貝委員長** この時間って、進めようと思って何かを進めるためではなくて、この議論をするための会ですので、皆様えっと思われるかもしれませんが、これを乗り越えていかないとこの特別委員会進めませんので大事な会だと思っております。そして今後の流れの中に考えているんですけど、例えばですね、これから以降こういった政治倫理に関する事で議会として動いた時に、じゃあその当事者となった方の名誉回復をどうしていくのかとかですね、全く我が議会においては触れられていないわけです。それらも含めてきっちと検証もしていき、私たちが今後間違わず協議していくことが必要となってくる流れに必然になるはずなんですね。言葉的に私もこの委員長スタートした段階で作った資料なので不十分ですけど、例えば資料の3のところで言う問責制度というところについてもさらに今おっしゃった門脇委員がおっしゃったところの深めていくことができる項目に入っておりますし、この1、2、3、4、5、6、7、8、9というところが全てではなくて、今後必要な協議の中には入ってくる項目としては上がってくるはずですよ。上がってくると思っておりますので、この書きぶりで皆様がえっと思っていらっしゃるのであれば、もう少し資料の書き方も工夫はしていきたいと感じておりますけれど、例えば政治倫理審査会が結論を出して報告しました、その報告についてでは議会としてどう対応するのかというのが米子市の政治倫理条例にはないわけです。例えば議長の注意で終わるであるとか、謝罪文を出すであるとか、特別委員等の委員の辞任であるとか、議会の役職の辞任であるとか、議員そのものの辞職というようなことを勧告するという事について具体的に政治倫理条例の中にはないわけですね。で、伊藤委員がおっしゃいましたけど、勧告で終わってそのままになっているっておっしゃいましたけれど、議会としてできるのは勧告までで、具体的にそれ以上の効力というのがないのが勧告で、議会ができることの最大限をやったというふうな認識なんです。そういったことも今後議論をしていく中で当然出てくるのが今回の市民の皆様にご心配をかけている案件になりますので、触れないわけにはいきませんし、私たちのこれからできることを具体的にしていくためにもたくさんたくさん議論しないといけないことがあると思います。なので、今回の市民の皆様にご心配をかけている案件について協議をするのではなくて、議会としてどのように対応していくのかということですね、くれぐれもそここのところは確認をさせていただきたいというふうに思います。で、第2回目に決まってしまったら今後協議のテーマの中に入らないかという門脇委員の質問ですけど、第2回で結論が出るか出ないかも分かりませんし、これから以降の例えば流れを私ペーパーで出しましたけど、こうあるから次はこれですよというふうな進め方をするつもりもありません。皆様と協議するためのたたきですので、どんどん柔軟に、また市民の皆様にごこの議論の内容が見ていただき、ご理解をいただければいい会だというふうに思っておりますので、その点もご理解いただければと思います。

門脇委員。

**○門脇委員** はい、ありがとうございます。ということは、今の私の理解ですと次回以降でも議会として何らかのこの事件に対する一つの回答、防止策であるとか、そういったものを提示するという事を提案することも可能であると、いうふうに捉えたんですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

**○矢田貝委員長** 結構です。先ほど来言っています5、6、7辺りのところ、これこそ政治倫理条例をいかに作っても、結局政治の倫理観を高めていくのは個人だし、その行

動をどのようなルールを作っても制限することはできないと思うんですけど、それをしない、少しでも個々の政治倫理が高めるために議会として何ができるのかという議論のために必要な協議もしたいと思いますし、もし起こったときにはどのような対応ができるのかということもそうだし、議会全体として個々がそういう案件に傾かないようにするためにどうしていくのかというところが7番でもあるといふうに考えているところですので、具体的に協議をしてまいりたいというふうに思います。

又野委員。

**○又野委員** そうすると、私もちょっと確認ですけども、最初にはその収賄事件のことについてはテーマとして取り上げないと言われたんですけどもの、流れによっては取り上げる可能性もあるということで理解してよろしいでしょうか。

**○矢田貝委員長** 又野委員のおっしゃる収賄の案件というのは今回市民の皆様にご心配をかけている案件ということですね。それを一つの議題として取り上げることはありません。

又野委員。

**○又野委員** 一つの議題、それに基づいての例えば防止策だとかっていうのはでも必要だと思うんですよ。今回こういうことが起きた、だから防止するためにはどうしたらいいのかっていう、そういう話には当然なってくると思うんですけど、そういう意味ではテーマとしても上げられると思うんですけど、そういうのもテーマとして流れにそういうふうになった場合も上げられないっていうよりは、やっぱそういう点でやっぱりちゃんと議論を深めるべきだろうっていうふうな話にもなる可能性があると思うんですけど、そうしたら上げてもいいですよ。そういう意味合いで聞いているんですけど。

(「議長」と今城議員)

**○矢田貝委員長** いいですか。私から申し上げて。取り上げないと言っているところにもし拘っていらっしゃるのであれば取り上げないことはないと思いますが、その議論の方向性が政治倫理審査に当たるような方向になるという取り上げ方はないということです。それでよろしいでしょうか。

又野委員。

**○又野委員** ちょっとその付け加えることが必要なのかなのか分からないんですけども、取り上げる可能性はあるということでいいんですよ、そしたら。

(「議長」と今城議員)

**○矢田貝委員長** 議事進行ですか。

**○今城議員** そうです、議事進行。皆さん、今城議員が発言を求められていらっしゃるんですが、いかがでしょうか。

〔「はい」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 今城議員。

**○今城議員** では皆さん、今皆様のご意見が非常にいろんな形で出ているということとはとても良いことだと思っておりますが、皆様がおっしゃっている議論の一つの方向性というのは元の議長が起した事件においてその事件のなぜ起きたのかとかどうすれば防止できたのかということを議論すべきだ、この委員会で、という案件とそういう内容のことと、もう一つはそれを踏まえて今後どのように防止対策やそして一人一人の倫理感を高めていく

のかということはこの委員会で議論していきましょうというそういう2つの意見に分かれているように今感じています。そう言う意味では課題をきちんと皆様が一つ一つどういうことが課題なのかということを出した上で、もうこのようになったら合議の世界ですから、合議できている内容から案件からきちんと議論を進めていかないと、いつまで経ってもこのままするのかしないのか、この事実あったものをするのかしないのか、議題に上げるのか上げないのか、将来は上げるのか上げないのか、そういう議論をここでしても無意味ですから、皆さんがこの課題をきちんと認識した上で合議できるところをしっかりとこの委員会の中で詰めていく、それが正しい議会の進め方、委員会の進め方だと思いますから、どういうふうにこれを扱うのか扱わないのかということを経理長に問うということではなく、皆さんの合議の中でどのように扱うのか扱わないのかということもするというのが本来の委員会のあり方ですから、もう一度きちんと委員会のあり方をしっかりと確認をしていただくということが一つ、もう一つはこの案件に触れないと言っているわけではなくて、でもこの案件には触れないわけです。個別のこの案件に触れないのであって、それは今後どのようにこのような同じようなことを防ぐことができるんでしょうかね、議員一人一人が、ということを考えていきましょうというのが1、2、3のこの委員会に付された内容ですから、この1、2、3に付された内容についてどういう課題がありどのように進めるのかという方向からきちんと皆さんが議論をすることが今求められていることから、この後の内容についてというよりも、そういう内容について課題をきちんと上げましょうというところにいかないと、どこまでいっても皆さんの二つの意見がかち合うことはありませんから今。そこをきちんと、もう一度皆さんで議論をした方がいいと思います。

**○矢田貝委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 今の今城議員の仰っていただいた合議体だから議論をするんですよね、我々は。だからこの議論が続いていること自体が問題なのではなくて、今この議論が続いていることが市民の皆様にとってすごく有意義なんです。我々がここで議論をせずに表現悪いかもしれませんが数の力で物事を決めるというような形に、ともすればですね、なってしまうんですよ、それは議論の有意義さとか議論の意味本来を否定してしまうものになりますから。で、先ほどからですね、問題というか一つはこれを取り上げることはありませんとおっしゃったりとか、内容としては取り上げますとか、はっきりとした答えになってないから右往左往をしているんです。別に取り上げたらいいじゃないですか。だってそれは決定じゃないですよ。テーマとして取り上げて、じゃあ決定するのはですね、委員会としてその議論が進んだ後に最終的には合議で決定をするわけですから、なぜそのテーマとして上げることをそこまで拒まれるのか理解ができません。市民にとって市民の皆さんどう思われているのか、テーマに上げないと、もしここで委員会決定をしてしまえばですよ、それ本当に私達市民から許されますか、それ。我々選挙の時に言ったはずですよ、市民の皆様の声を届ける、市民の皆様のために民意を伝える。今改めて民意とは何か冷静に考えた時に多くの方が、ここ傍聴もおられますけれど、もしこの場にですよ、市民の皆様おられたら今の議論納得できますか。取り上げません、テーマには上げません。もう一度よく考えてみていただきたい。テーマに上げたっていいじゃないですか。今テーマに上げると決めて、その後議論をして合議で決定をすることですから、そこまでテーマに上げることをここで拒む必要はないと思うんですが、いかがでしょうか。

**○矢田貝委員長** いいですか、私がお答えして。テーマに上げるということは、その案件について審査調査するということではないということ、くれぐれも確認をした上で、門脇委員にお答えしましたが、今後の協議の案件としては上がってくる事はあると思うんですね。収賄ということについて。そこは今回の資料で言うところの問責であるとか、刑事が平川のところで上がっていますけども、刑が確定した後の対応であるとか、審査会が持たれた後の議会としての対応、それから個別の案件がなるべく起こっていかないように、これは如何に条例等を整えても個々の心の問題ですから起こるかもしれません、その事について如何に防いでいくことができるのかというのが示すのが私たちに課された使命でありまして、その中の議論の根本に持っていけないといけないこの市民の皆様々に心配をかけている案件があるということを皆様の心のど真ん中にあるということとは共有できていると思うんですね。そこは良いですね。そこで、では又野委員がおっしゃったところで上げるとしても私は協議の仕方というところがあると思いますので、そこはこれから委員長の進め方の中で違った方向に流れていくと思った時には協議が終わるということもありますし、テーマとして仮に書いた時にどんな進め方をするのかというのも皆様と共有していくべきこの議論だし次回もそうあっても良いと思いますし、2回3回とその今後の事についても議論をしていけば良いというふうに思います。こうして皆様にこの議論が広く知らされていっているということがまずは信頼回復に繋がるとは思います、くれぐれも政治倫理審査会の場ではないということをご理解をいただきたいというふうに思っております。いいですか。ですので次に協議するために皆様からのご意見も頂戴をしながら資料も事前に示しながら開催ができるのが直近が31日ではないかと思っておりますところなんですけれど、いかがでしょうか。それから以降さらに進め方について協議ができればと思いますが、そのように決めさせていただきたいんですけれど。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** いいですかね。それでは不慣れな進め方でありましたが、これを進めていくことができますね、私たちの特別委員会に課されている使命だと思います。

またこの特別委員会のなかには政治倫理というところも、しっかりと議論をしていくわけです。優先順位としてはそれを一番に持っていきたいと思っておりますので、活発な皆様からのご意見が出るように進行に努めてまいりたいと思います。

最後皆様から言い残すところがあれば終わりたいと思いますが、いいですか。

〔「はい」と声あり〕

以上で議会改革特別委員会を閉会いたします。

**午前 11 時 47 分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会改革特別委員長 矢田貝 香 織